

## 決 定 書

異議申出人  
高根沢町大字栗ヶ島  
横須賀 忠利

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年4月22日付けで提起された令和8年4月12日執行の高根沢町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、高根沢町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申出を棄却する。

## 本件異議申出の要旨

### 第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における選挙の効力を無効とするとの決定、ならびに小林欽一候補（以下「小林候補」という。）及び平石美香候補（以下「平石候補」という。）の当選の効力を無効とするとの決定を求めるものである。

### 第2 本件異議申出の理由

申出人の主張は、要約すると次のとおりである。

- 1 小林候補の開票（選挙）立会人（以下「立会人」という。）は、名簿記載住所が小林候補の住所と同じであり、開票において親族（近親者）が立会人となったことに対し、公平性と信頼性が損なわれたと思われる。
- 2 平石候補の立会人は、名簿記載住所が平石候補の住所と同じであり、開票において親族（近親者）が立会人となったことに対し、公平性と信頼性が損なわれたと思われる。
- 3 本件選挙において、候補者の親族（近親者）が立会人となったことに対し、公平性と信頼性が損なわれたと思われる。

## 決 定 の 理 由

## 第1 本件異議申出の要件

申出人から令和8年4月22日に提出された異議申出書を確認したところ、異議申出に係る処分、趣旨及び理由が明確に記載されていなかったことから、同月23日付けで補正を命じた。これに対し、申出人から同日に補正書が提出された。

当委員会は、これを形式的要件を備えた適法なものと認め、同月24日付けでこれを受理し、はじめに選挙の無効、次に当選の無効について慎重に審理を行った。

## 第2 当委員会の判断

### 1 選挙の無効について

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られるとしている。

同項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」を指すものと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、同項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」と判示されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

以上の観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とする場合に該当するか否かについて判断する。

#### (1) 本件異議申出の理由3について

申出人は、候補者の親族（近親者）が立会人となったことに対し、本件選挙の公平性と信頼性が損なわれたと主張している。

小林候補及び平石候補（以下「両候補」という。）から選挙長に提出された、選挙立会人となるべき者の届出書には、立会人となるべき者の住所、氏名、生年月日が記載されている。併せて両候補の立候補届出書類を確認したが、両候補とそれぞれの立会人の住所が同じであることは確認できるものの、立会人が候補者の親族（近親者）であるかどうかは確認できない。

4月14日に両候補に対して聞き取りを行ったところ、小林候補の立会人は当該候補の子、平石候補の立会人は当該候補の配偶者であり、いずれも民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族であることが判明した。

公選法第76条において準用する同法第62条第1項の規定により、候補者は、

その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、立会人となるべき者1人を定め、同法第79条第2項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前3日までに、当該選挙長に届け出ることができるとしている。

また、公選法第76条において準用する同法第62条第10項の規定により、当該選挙の候補者は、立会人となることができないとしている。

本件選挙における立会人の選任については、立会人となるべき者の届出期限である令和8年4月9日までに11人の届出があったため、その全員が市町村の選挙人名簿に登録されており、かつ、候補者本人ではないことを確認したうえで、公選法第76条において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、同日にくじにより10人を定めたが、このうち同一の政党に属する者が3人以上いなかったことから、10人の立会人を選任したものである。

よって、公選法第205条第1項に規定する、選挙の規定に違反して行われているとはいえない。

なお、平成25年2月28日広島高等裁判所判決において、立会人は、「候補者の利益の代表及び一般選挙人の公益の代表の立場から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務とするもの」とされており、単に候補者の利益代表であるのみならず、選挙人全体の公益代表の性格を有しているわけであるから、候補者の親族が立会人に選任されたことをもって、本件選挙の公平性と信頼性が損なわれたとはいえない。

したがって、申出人の主張には理由がない。

## 2 当選の無効について

公選法第206条第1項に規定する当選の効力に関する争訟において、「その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人の決定をした機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」と判示されている(平成4年12月17日名古屋高裁判決)。

以上の観点から、申出人が主張する理由が、当選を無効とする場合に該当するか否かについて判断する。

### (1) 本件異議申出の理由1及び2について

申出人は、両候補の親族(近親者)が開票において立会人となったことに対し、本件選挙の公平性と信頼性が損なわれたと主張している。

1(1)で述べたとおり、両候補の立会人は、それぞれ当該候補の親族である。

しかし、両候補は公選法第76条において準用する同法第62条第1項の規定に基づき立会人となるべき者を定め、選挙長に届け出たものであり、立会人の選任は、

届出があった者全員がその要件を満たしていることを確認したうえで、同条第2項の規定に基づき行ったものであることから、決定機関である選挙会の構成に違法な点は認められない。

また、当選人の決定手続や各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定に関しても、選任された10人の立会人が開票に立ち会い、選挙長とともに投票の点検を行い、得票数の確定後には、公選法第83条第1項の規定により、選挙長が選挙録を作成して、立会人とともに署名を行っており、違法な点は認められない。

1(1)のなお書きで述べたとおり、立会人は、「候補者の利益の代表及び一般選挙人の公益の代表の立場から、開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、開票管理者を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務とするもの」とされており、単に候補者の利益代表であるのみならず、選挙人全体の公益代表の性格を有しているわけであるから、候補者の親族が立会人に選任されたことをもって、本件選挙の公平性と信頼性が損なわれたとはいえない。

したがって、申出人の主張には理由がない。

### 第3 結論

以上のとおり、申出人の主張はいずれも理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年5月18日

高根沢町選挙管理委員会  
委員長 石川正佳

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で栃木県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。